

2023年4月から 出産育児一時金が引き上げられました

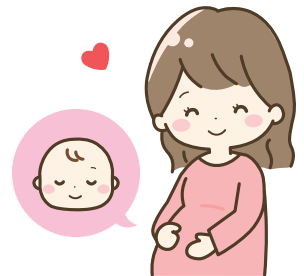
2023年3月まで

1児につき
42万円



2023年4月から

1児につき
50万円



※被保険者と被扶養者、いずれの出産の場合も支給されます。

妊娠4ヶ月以上の出産が対象となります

妊娠4ヶ月以上(13週以上)の出産であれば、死産、流産を問わず、1児ごとに50万円が支給されます。

《注意》

妊娠週数22週未満の出産や産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、48万8,000円が支給されます。

※産科医療補償制度とは、分娩時のトラブルなどで出生した子が重度の脳性麻痺となった場合、補償金が支払われる制度です。出産育児一時金には産科医療補償制度の掛金が含まれているため、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合には、万が一の補償が受けられます。

出産育児一時金の受け取り方法について

出産育児一時金には、3つの受け取り方法がありますが、直接支払制度を利用した受け取りが一般的です。

直接支払制度とは、出産した医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の申請を行う制度です。出産育児一時金の支給額を上限として、健保組合が支払機関を通じて医療機関等へ出産費用を支払います。この制度を利用すれば、窓口での支払いは出産費用から出産育児一時金の支給額を差し引いた額だけで済み、健保組合への申請も不要です。

直接支払制度を利用する場合は、医療機関にて制度を利用することに合意する書面を必ず取り交わしてください。

こんなときは健保組合に申請を!



直接支払制度で出産費用が出産育児一時金の支給額を下回ったとき
健保組合から差額を支給します。



受取代理制度を利用するとき

受取代理制度とは、出産前に申請書に医師の証明をもらい健保組合に申請した上で、医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る制度です。出産予定日の2ヶ月前から申請することができます。



直接支払制度、受取代理制度を利用せず、窓口で出産費用を全額支払いしたとき
出産後、健保組合に申請すれば出産育児一時金が支給されます。



出産育児一時金の申請方法など詳しい内容は ホームページにてご確認ください。



すきまエクササイズでロコモ予防

ロコモ(ロコモティブシンドローム)とは、筋力の低下やバランス能力の低下、骨粗しょう症や変形性膝関節症などの骨や関節の病気によって、立つ、歩くといった移動機能が低下した状態です。ロコモ自体は病気ではありませんが、ロコモによる運動不足が肥満などの生活習慣病を併発しやすく、ロコモが進行すると、将来寝たきりや要介護になるリスクが高まります。いつまでも自分の足で歩き続けるために、筋トレを習慣化して筋肉量を増やし、ロコモを予防していきましょう。

